\bigcirc	\bigcirc
特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第)	消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)(基
五十	抄)
七	•
号)	•
	•
(抄	•
17	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
7	1

消費者契約法等の一部を改正する法律案参照条文

〇 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「事業者」とは、 法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人

をいう。

3 (略)

4 いう。 するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権 以下同じ。)として第十三条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。 (消費者基本法 (昭和四十三年法律第七十八号) 第八条 の消費者団 を行使

第十二条 (略)

2~4 (略)

5 前各項の規定による請求 (以下「差止請求」という。) は、次に掲げる場合には、することができない。

当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該事業者等に損害を加えることを目的とする場合

他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等(訴訟並びに和解の申立てに係る手続、

調停及び仲裁をいう。

以

り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされたときは、 体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取 以下同じ。)が存する場合において、請求の内容及び相手方である事業者等が同一である場合。ただし、当該他 下同じ。) につき既に確定判決等(確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。 この限りでない。 の適格消費者団

イ 訴えを却下した確定判決

口 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判

- 条において「差止請求権不存在等確認請求」という。)を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの 差止請求をする権利 (以下「差止請求権」という。) の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求 (第二十四
- 6 に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。 前 項第二号本文の規定は、 当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するもの 0) 成立 後

消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係 る業務をいう。 差止請求関係業務 以下同じ。)を行おうとする者は、 (不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な 内閣総理大臣の認定を受けなければならない

- 2 (略)
- 3 (略)
- 一 (略)
- 利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、 められること。 消費生活に関する情報 の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のため 現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行ってい の活動その他 の不特定か つ多数の消費者
- 二~七 (略)
- 4 務の実施の方法には、 \mathcal{O} る措置が含まれていなければならない。 は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置その 方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。 前項第三号の業務規程には、 同項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員 差止請求関係業務の実施の方法、 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密 この場合において、業務規程に定める差止請 他業務の公正な実施の確 保に関 求関係業 職員又 \mathcal{O} 保持
- 5 (略)
- 第十五条 (略)
- 2 内閣総理大臣は、 前条の規定による認定の申請をした者について第十三条第五項第三号、 第四号又は第六号ハに該当する疑い

があると認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。

(差止請求権の行使等)

第二十三条 (略)

2~3 (略)

態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、 織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状 当該適格消費者団体が、 るとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通 当該通知及び報告に代えて、 すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法 当該通知及び報告をしたものとみなす。 この場合において、 (電子情報 私処理組 知す

一 (略)

前号に掲げる場合のほか、 裁判外において事業者等に対し差止請求をしたとき。

三~八 (略)

九 なかったとき。 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する事業者等との間の協議が調ったとき、 又はこれ が調

-・十一 (略)

5 同 内閣総理大臣は、 の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、 前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用 他の適格消費者団体に当該報告 して 0

時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

6 該適格消費者団体は、 適格消費者団体について、第十二条第五項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、 当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができない。 当

(消費者の被害に関する情報の取扱い)

第二十四条 適格消費者団体は、 差止請求権の行使 (差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。 第二十八条において同じ。

ができる方法で利用するに当たっては、 に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別すること あらかじめ、 当該消費者の同意を得なければならない。

(認定の取消し等)

第三十四条 消すことができる。 内閣総理大臣は、 適格消費者団体について、 次のいずれかに掲げる事由があるときは、 第十三条第一項の認定を取

一〜三 (略)

等と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、 当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、 事業者 消費者

の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるとき。

適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続に関し、 当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である

六・七 (略)

五.

2 (略)

3 とみなすことができる場合を含む。)は、当該他の適格消費者団体であった法人について、その旨の認定をすることができる。 に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由 に係る訴訟等の手続に関し同項第四号に掲げる事由があったと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由があるもの る事由を除く。)により既に取り消されている場合においては、 第十二条第五項第二号本文に掲げる場合であって、 当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二条各号 内閣総理大臣は、 (当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げ 当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等

4·5 (略)

(差止請求権の承継に係る指定等)

第三十五条 において、 第十三条第一項の認定が、 適格消費者団体について、 第十二条第五項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合 第二十二条各号に掲げる事由により失効し、 若しくは前条第一項各号に掲げる事由により

費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。 取り消されるとき、 又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、 内閣総理大臣は、 当該適格消

- 2 (略)
- 3 ときは、 前項の場合におい 第十二条第五項第二号本文の規定は、 て、 同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請 当該差止請求については、 適用しない。 求をする
- 4 10 (略)

第三十八条 には、 に足りる相当な理由があるため、 内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。 警察庁長官は、 適格消費者団体について、 内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合 第十三条第五項第三号、 第四号又は第六号ハに該当する事 由があると疑う

(判決等に関する情報の公表)

第三十九条 号まで及び第十一号の規定による報告を受けたときは、 係る判決 適格消費者団体 (確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。) 又は裁判外の 内閣総理大臣は、 (T) 名称及び当該事業者等の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。 消費者の被害の防止及び救済に資するため、 インターネットの利用その他適切な方法により、 適格消費者団体から第二十三条第四項第四号か 速やかに、 和解の概要 差止 、ら第九 請 当

2 · 3 (略)

(書面による事前の請求)

第四 時から一週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。 5 かじめ、 + 一条 請 適格消費者団体は、 求の 要旨及び紛争の要点その 差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき事業者等に対し、あ 他 の内閣 府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、 ただし、 当該事業者等がその差止請求を拒んだと か つ、 その到達した

2 · 3 (略)

管轄

きは、

この限りでない。

第四十三条 (略)

2 差止請求に係る訴えは、 第十二条第 項 から第四項までに規定する事業者等の行為があった地を管轄する裁判所にも提起する

ことができる。

(弁論等の併合)

第四 同時に係属するときは、 差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当であると認めるときは、 十五条 請求の内容及び相手方である事業者等が同 その弁論及び裁判は、 併合してしなければならない。 一である差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判 ただし、 審理の状況その他 この限りでない。 の事情を考慮して、 所に数個 他

2 (略)

(訴訟手続の中止)

項の 二号本文の確定判決等が存する場合において、 ときは、 ものとみなすことができる場合を含む。)であって、 四条第一項第四号に掲げる事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合 一十六条 規定による認定(次項において「認定の取消し等」という。)をするかどうかの判断をするため相当の期間を要すると認める に対し、 内閣府令で定めるところにより、当該差止請求に係る訴訟が係属する裁判所 内閣 その旨及びその判断に要すると認められる期間を通知するものとする 総理大臣は、 現に係属する差止請求に係る訴訟につき既に他の適格消費者団体を当事者とする第十二条第五 当該: 同条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消 他 \mathcal{O} 適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関 (同条第二項の規定により同号に掲げる事由 (以下この条において「受訴裁判所」とい し又は第三十四条第三 し第三十 [がある 項

2 · 3 (略)

第四十九条 名目のいかんを問わず、 益を受け、 請求に係る訴訟その他の手続を他 !の放棄をすること若しくはしたこと、 又は第三者 適格消費者団体の役員、 (当該適格消費者団体を含む。) に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかったこと、その の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、 職員又は専門委員が、 事業者等との間でその差止 適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、 請求に係る和解をすること若しくはしたこと又はその差止 金銭その他の財産上の利 寄附金、 賛助 金その 差 止

〇 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号) (抄)

(定義)

第二条 この章において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

2 方法(以下「郵便等」という。)により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う指定商品若しくは指定権利の販売又は この章及び第六十六条第三項において「通信販売」とは、 販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の経済産業省令で定

指定役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう。

3 させ、 り受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う指定役務の提供をいう。 約を郵便等により締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等によ 相手方(以下「電話勧誘顧客」という。)から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該 この章において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、 その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘(以下 電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけ 「電話勧誘行為」という。)により、 **吃売買契** その

売されるものであつて政令で定めるものをいい、 であつて政令で定めるものをいう。 定めるものをいい、 この章及び第六十七条第一項において「指定商品」とは、 「指定権利」とは、 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販 「指定役務」とは、 国民の日常生活に係る取引において販売される物品であつて政令で 国民の日常生活に係る取引において有償で提供される役務

(禁止行為)

光六条 (略)

一 (略)

二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 五. 該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の 解除 関 はする事 項

(第九条第一項から第七項までの規定に関する事項を含む。)

- 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事 項
- 七 前各号に掲げるもののほか、 当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、 顧客又は購入者若しくは役務 の提

供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2~4 (略)

(訪問販売における契約の申込みの撤回等)

第九条 (略)

2~7 (略)

8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

| 問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限|

銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。 次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の おいて、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、 販売業者又は役務提供事業者は、第五条第一 項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合に 損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおい 額を加算した金額を超える額の金 ても、

- する額 .通常 当該商品又は当該権利が返還された場合 の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、 (当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得ら その額 ħ る利 益 に 相
- 当該 商品又は当該 権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の 販売価格に相当する額
- 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額

兀 ために通常要する費用 当該契約の 解除 が当該商 \mathcal{O} 品 の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約 の締結及び履行

2 て、 務の 役務の提供を受ける者に対して請求することができない。 若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役 契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。)には、 販売業者又は役務提供事業者は、 その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一 対価の額を控除 した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の 第五条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合に 損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、 部の支払の義務が履行されない場合 金銭 の支払を購入者又は 当該商品 (売買 お

(禁止行為)

第二十一条 (略)

一 (略)

一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

兀

三

五. 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に 関する事 項

(第二十四条第一項から第七項までの規定に関する事項を含む。)

電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

六

七 前各号に掲げるもの \mathcal{O} ほ か、 当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、 電話勧 誘顧 客又は購入者若しくは

役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 · 3 (略)

(電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等)

第二十四条 (略)

2 5 7 略

8 前 各 項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、 無効とする。

話 勧誘販売における契約の 解除等に伴う損害賠償等 \mathcal{O} 額の制品 限

第 ても、 場合において、 額 十五 0 金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。 次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える 条 販売業者又は役務提供事業者は、第十九条第 その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、 一項各号のいずれかに該当する売買契約 損害賠償額の予定又は違約金 又は役務提供契約 \mathcal{O} 定めが、 あるときに 結をした

する額 通常 当該商品又は当該権利が返還された場合 の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、 (当該商品 又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時におけ 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利 その 額 る価 額を控除 益 に 相

当該商品又は当該 権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に 相当する額

三 当該役務提供契約 の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額

兀 該契約の 解除が当該 商品 の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約 \mathcal{O} 締結及び履行

ために通常要する費用

 \mathcal{O} 額

2 役務の 品若 買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。 役務の て、 販売業者又は役務提供事業者は、 しくは当該 その売買契約につい 対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の 供を受ける者に対して請求することができない。 権利 \mathcal{O} 販売価格又は当該役務の対価に相当す ての代金又はその役務提供契約について 第十九条第一 項各号のい には、 損害賠 る額 ずれ から既に支払わ カコ の対価の全部又は一 償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、 に該当する売買契約又は役務提供契約 額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又 れた当該商品若しくは当該 部の支払の義務が履行されない場合 0 権利 締 結をした場 0 代金又は当 当該 一合に (売 商

(定義)

提

この章並びに第六十六条第一 項及び第六十七条第 項におい 7 連鎖 販売業 とは、 物品 、施設を利 用し又は役

若しくはその役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料その他の経済産業省令で定める要件に該当する利益の全部又 あ するものをいう。 種 の役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。 \mathcal{O} 販 \mathcal{O} 提供を受ける権利を含む。 役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんに係る取引 提 つせんをする者又は同種役務の提供 売することをいう。 事業であつて、 ;供のあつせんをする者を特定利益 部をいう。 以下この章に 販売の目的物たる物品 以 下同じ。)、受託販売 以下同じ。)の販売 おいて同じ。) (その役務と同一の種類の役務の提供をすることをいう。 (その商品の再販売、 (以下この章において「商品」 を収受し得ることをもつて誘引し、 以下この章において同じ。)を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又は同 (そのあつせんを含む。 (販売の委託を受けて商品を販売することをいう。 受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供 (その取引条件の変更を含む。)又は有償で行う役務の提供 という。)の再販売 その者と特定負担 以 下 (販売の相手方が商品を買い受けて 以下同じ。)若しくはその役務 「連鎖販売取引」という。 以下同じ。 (その商品 (そのあつせんを含む。))若しくは販売の の購入若 しくはそ

2 若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の 連 この章並びに第六十六条第一 |鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等 項及び第六十七条第一 商号その他特定の表示を使用させ、 項において 連の 連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。 「統括者」 とは、 連鎖販売業に係る商品 連鎖 販売取引に . 関 に自己 す 、る約款を定め、 0 商 標を付 又

3 (略)

(禁止行為)

第三十四条 (略)

一 (略)

一 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項

三 当該契約 0 解除 に関する事項 (第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第 項から第五項までの規定に関する事 項

を含む。)

四 その連鎖販売業に係る特定利益に関する事項

五. 前各号に掲げるものの ほ か、 その 連 鎖 販売業に関する事項であつて、 連鎖販売取 引 の相手方の判 断に影響を及ぼすこととな

る重要なもの

2 4 略

(連鎖 販売契約 0 解 除

等)

第四十条 (略)

2 • 略

第四十条の二 (略)

3

2

(略)

4 前三項の規定に反する特約でその連鎖販売加入者に不利なものは、 無効とする。

超える額の金銭の支払を連鎖販売加入者に対して請求することができない。 該各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を加算した額)にこれに対する法定利率による遅延損害金 きにおいても、 連鎖販売業を行う者は、 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額 第一 項の規定により連鎖販売契約が解除されたときは、 (次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、 損害賠償額の予定又は違約金の定めが \mathcal{O} 額を加算した金額 当該額に当

イ 販売契約が解除されたものを除く。) 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品 引渡しがされた当該商品 (当該連鎖販売契約に基づき販売が行われたもの の販売価格に相当する額 の引渡し後である場合 に限り、 前項の規定により当該商品に係る商品 次の額を合算した額

提供された特定利益その他の金品 (前項の規定により解除された商品販売契約に係る商品に係るものに限る。 に相当す

る額

口

該連鎖販売契約に基づき提供されたものに限る。 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る役務の提供開始後である場合)の対価に相当する額 提供された当該役務 (当

4 約 \mathcal{O} 金の定めがあるときにおいても、 額を加算した金額を超える額の金銭の支払を当該連鎖販売加入者に対して請求することができない。 連 鎖 販売業に係る商品 の販売を行つた者は、 次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延 第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、 損害賠償額の予定又は **運損害金** 違

あると

- 当該商品が返還された場合又は当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 当該商品 0) 販売価格の十分の一
- 一 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額
- 7 第三 第 三 第

5

略

相当する額

- 前各項の規定に反する特約で連鎖販売加入者に不利なものは、 無効とする。
- 第三項及び第四項の規定は、 連鎖販売業に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、 適用しな

(定義)

第四十一条 この章において「特定継続的役務提供」とは、 次に掲げるものをいう。

一 (略)

- を前号の政令で定める金額を超える金銭を受け取つて販売する契約 締結して行う特定継続的役務の提供を受ける権利の販売 販売業者が、 特定継続的役務の提供 (前号の政令で定める期間を超える期間にわたり提供するものに限る。) (以下この章において「特定権利販売契約」という。 を受ける権利
- 2 る役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。 この章及び第六十七条第一項において「特定継続的役務」とは、 国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供され

· 二 (略)

(特定継続的役務提供における書面の交付)

第四十二条 いう。 当該特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。 を購入しようとする者と特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約(以下この章において「特定継続的役務提供等契約」と)を締結しようとするときは、 役務提供事業者又は販売業者は、 当該特定継続的役務提供等契約を締結するまでに、 特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利 経済産業省令で定めるところにより、

2·3 (略

(禁止行為)

第四十四条 (略)

一・二 (略)

ない金銭の額 役務の対価又は権利の 販 (売価格その他の役務の提供を受ける者又は役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなけ れ ばなら

四 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法

五一役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供工具に対しています。

六 当該特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項(第四十八条第一項から第七項まで及び第四十九条第一 項から第六項ま

り期間

での規定に関する事項を含む。)

七 顧客が当該特定継続的役務提供等契約の締結を必要とする事情に関する事項

る者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利の 前各号に掲げるものの ほ か、 当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、 購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの 顧客又は特定継 続 的 役務の提供 を受け

2~3 (略)

、特定継続的役務提供等契約の解除等)

^{鬼四十八条} (略)

2

にお 提供に際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要のある商品として政令で定める商品 者又は当該販売業者が当該特定継続的役務提供受領者等に当該商品を使用させ、 が第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した場合において、 の条及び次条において しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき いて 項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合において、 「関連 商 品品 という。 「関連商品販売契約」という。)についても、前項と同様とする。ただし、 の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、 関連商品であつてその使用若しくは一 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的 又はその全部若しくは一部を消費させた場合を 当該商品の販売に係る契約 (以下この章及び第六十六条第二項 特定継続的役務提供受領者等 部 \mathcal{O} 消費により価 (当該役務提供事業 (以下こ ?役務 額 が著 0

除く。)は、この限りでない。

- 3~7 (略)
- 8 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、 無効とする
- 第四十九条 (略)
- 2 るときにおいても、 金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。 役務提供事業者は、 次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の 前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、 損害賠償額の予定又は違約金の定めがあ 額を加算した
- 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額
- イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額
- 口 で定める額 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令
- 用の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費
- 3 (略)
- 4 ても、 額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができない。 販売業者は、 次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の 前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、 損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおい 額を加算した金額を超える
- その額 当該権利の返還されたときにおける価額を控除した額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは 当該権利が返還された場合 当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額 (当該権利 0) 販売価格に相当する額
- 二 当該権利が返還されない場合 当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該契約 の解除が当該権利の移転前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用

額

- 5 (略
- 6 が した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務提供受領者等に対して請求することができない。 あるときにおいても、 関連 商品の販売を行つた者は、 次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損 前項の規定により関連商品販売契約が解除されたときは、 損害賠償額の予定又は違約 害金 \mathcal{O} 額 金 の定 を 加 算
- 関連商品の返還されたときにおける価額を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、 当該関連商 品が返還された場合 当該関連 商品 \mathcal{O} 通常 の使用料に相当する額 (当該関連商品の販売価 その 格に相当する額 額 、ら当
- 当該関連商品が返還されない場合 当該関連 商品の販売価格に相当する額
- 当該契約の解除が当該関連商品 の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために 通 常要する費用

0

額

7 前各項の規定に反する特約 で特定継続的 役務提供受領者等に不利なものは、 無効とする。

特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

2 (略)

第四

九条の二

略

3 前条第五項から第七項までの規定は、 第 項 0) 規定により特定継 続的役務提供等契約の 申込み又はその承諾 の意思表示 が 取

消された場合について準用する。

(適用除外)

第五十条 この章の規定は、 次の特定継続的役務提供については、 適用 しない。

特定継続的役務提供等契約で、 特定継続的役務提供受領者等が営業のために又は営業として締結するものに係る特定継 続 的

役務提供

一 本邦外に在る者に対する特定継続的役務提供

三 国又は地方公共団体が行う特定継続的役務提供

兀 利 用させることができる場合には 0 寸 体がその直接又は間接 の構成員に対して行う特定継続的 これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。 役務提供 (その J 体が構成員以外 () () 者 にその事業又は施 設

ŋ

- イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会
- ロ 国家公務員法第百八条の二 又は地方公務員法第五十二条 の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う特定継続的役務提供

2 を割賦販売により提供し又は販売するものについては、 第四十九条第二項、 第四項及び第六項 (前条第三項において準用する場合を含む。) 適用しない。 の規定は、 特定継続的役務又は関 商品

(定義)

第五十一条 この章並びに第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「業務提供誘引販売業」とは、 供若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又はあつせんを行うものに限る。)に従事することにより得られる利益 若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。以下この章において同じ。)を伴うその商品の販売若しくはそのあつ 下この章において「業務提供利益」という。)を収受し得ることをもつて相手方を誘引し、その者と特定負担 において「商品」という。)又はその提供される役務を利用する業務 せんを含む。)又は有償で行う役務の提供 せん又はその役務の提供若しくはそのあつせんに係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「業務提供誘引販売取引」という。 (そのあつせんを含む。) の事業であつて、その販売の目的物たる物品 (その商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務 物品の販売(そのあ (その商品の購入 (以下この の提

2 (略)

をするものをいう。

(禁止行為)

第五十二条 (略)

一 (略)

- 二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項
- \equiv 当該契約の解除に関する事項 (第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。
- 四 その業務提供誘引販売業に係る業務提供利益に関する事項

五. 前各号に掲げるもののほ か、 その業務提供誘引販売業に関する事項であつて、 業務提供誘引販売取引の 相 手方の判断に影響

2 · 3 (略)

を及ぼすこととなる重要なもの

(業務提供誘引販売契約の解除)

第五十八条 (略)

2 · 3 (略)

4 前三項の規定に反する特約でその相手方に不利なものは、無効とする

(業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限

第五 げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の \mathcal{O} 相手方に対して請求することができない。 十八条の三 その業務提供誘引販売契約が解除されたときは、 業務提供誘引販売業を行う者は、 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合に 損害賠償額の予定又は違約 額を加算した金額を超える額の金銭の支払をそ 金の定めがあるときにおいても、 次の各号に掲 お

当該商品 n 相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の 当該商品 通常得られる利益に相当する額を超えるときは、 \mathcal{O} 通 (施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。 常の使用料の 額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額 その額) 以下この項において同じ。)又は当該権利が返還され (当該商品又は当 額又は当該権利の 該権 利 この販 売価 行使によ た場合 格に

_ 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額

三 当該業務提供 誘引 販売契約 の解除が当該役務 \mathcal{O} 提供 0) 開始後である場合 提供された当該役務の 対 価に 相当する額

兀 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該商品 0 引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提 提供の開 始前である場合 契

約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2

提

業務 供 .誘引販売契約に係る商品の代金又は役務の対価 提供誘引販売業を行う者は、 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、 の全部又は 部の支払の義務が履行されない場合 (業務提供誘引販売契約が その業務

解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品の販売価格又は当該役務 延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を相手方に対して請求することができない。 の対価に相当する額から既に支払われた当該商品の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅

前二項の規定は、 業務提供誘引販売取引に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、 適用しな

3

\ <u>`</u>

19